

## 11 国産乳製品等競争力強化対策事業

国産チーズの品質向上及び競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の品質向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、国産チーズの需要拡大に向けた下表に掲げる事業を実施

### [留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。また、このうち(2)のア～ウの3つより、一又は複数の取組及び項目を選択して応募することができる。  
注：(1) のイの取組は単独で応募することができない。
- ② 補助金予定総額：4,931,992 千円
- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和5年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p><u>(1) 国産チーズ生産奨励事業</u></p> <p>全国又は一若しくは複数の都道府県を区域として、次に掲げる取組を自ら実施</p> <p>ア 国産チーズ生産奨励対策</p> <p>チーズ向け生乳の品質向上のため、乳質向上等に資する取組を実施した上で、事業実施主体が設定したチーズ向け生乳の乳質基準を満たした生乳に対する奨励金の交付</p>	(1) の事業 4,600,770 千円以内	定額 チーズ向け生乳 1kg 当たり 8 円以内 ただし、特色あるチーズ生 産のための取組を実施した場 合は、1kg 当たり 5 円以内を、 輸出に関する取組を実施した 場合は、1kg 当たり 4 円以内 を、チーズ向け生乳を増加さ せた場合は、増加分 1kg 当た り 20 円以内を、乳質基準を満

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>イ 国産チーズ生産奨励対策の推進 アの取組を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導等</p> <p><u>(2) 国産チーズ競争力強化支援対策事業</u> 全国又は一若しくは複数の都道府県を区域として、次に掲げるア、イ ((ウ) の b を除く。) 及びウの取組のうち一若しくは複数の取組を自ら実施し、又は都道府県若しくはその一部を区域とする地域チーズ協議会等がイの (ウ) の b の項目を実施するのに対して支援を実施</p> <p>ア 品質向上対策 国産チーズの品質向上を図るため、以下の取組を実施 (ア) 国内外から講師を招へいした国内短期研修会の開催 (イ) 海外チーズ工房等現地調査の開催 (※) (ウ) チーズ工房等における国内長期研修会及び海外チーズ工房等における長期研修会の開催 (※) (エ) (ア) から (ウ) の取組の円滑な推進を図るための指導等</p> <p>イ ブランド化対策 国産チーズのブランド化を図るため、以下の取組を実施 (ア) 国産ナチュラルチーズ国内コンテストの開催 (※) (イ) 国産ナチュラルチーズの海外チーズコンテストへの出品の実施 (※) (ウ) 地域のチーズ工房等の連携による地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組 (※) a 地域チーズ協議会の立上げ等に係る検討会開催、先進事例等の調査、計画策定支援 b 地域の特色を活かしたチーズの試作品の企画・製造、販売戦略の立案・実行</p>	<p>たしたチーズ向け生乳の割合を増加させた場合は、増加割合に応じて 1kg 当たり 20 円以内をそれぞれ加算することができる</p> <p>(2) の事業 331,222 千円以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(エ) (ア) から (ウ) の取組の円滑な推進を図るための指導等</p> <p>ウ 消費拡大対策 国産チーズの消費拡大を図るため、以下の取組を実施</p> <p>(ア) 国産チーズを日本の食文化に取り入れるための取組 (イ) インターネットを活用した PR 活動の取組 (※) (ウ) マスメディアを対象とした PR 活動の取組 (※) (エ) 国産チーズの価値訴求、展示、PR によるチーズの普及活動（一般消費者を対象とした 普及活動については参加者 100 名以上のものに限る） (オ) (ア) から (エ) の取組の円滑な推進を図るための指導等</p>		<p>定額</p> <p>1／2以内 ただし、イのブランド化対 策と同時に開催する取組につ いては試食チーズ代を除き定 額</p>

注: (※)が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。